

## 九州管区警察局オープンカウンター方式実施要領

この要領は、九州管区警察局、九州管区警察学校及び九州管内各県情報通信部（以下「当局」という。）におけるオープンカウンター方式による契約手続等に関して必要な事項を定めたものです。

### 1 オープンカウンター方式とは

オープンカウンター方式とは、相手方を特定せずに契約案件を公開し、一定の資格を有する見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式の見積依頼をいいます。

### 2 契約案件の公表方法

契約案件の公表は、九州管区警察局ホームページにて行います。

### 3 参加に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けいている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、該当状態が継続している者でないこと。
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げるものの他、案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

### 4 見積書の提出

- (1) 見積書の提出方法は、持参、郵便、配送、ファクシミリ送信又は電子メールにより提出してください。  
なお、見積書を持参、郵送又は配送により提出する場合は、封筒の表に「〇〇〇〇（案件名）オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きしてください。
- (2) 見積書には、次の事項をもれなく記載してください。
  - ア 見積書作成年月日
  - イ 宛名
  - ウ 参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の職氏名）  
なお、代理人による見積書の場合は、委任状を添えてください。
  - エ 案件名称（公表した契約案件名を記載）
  - オ 見積り金額（消費税及び地方消費税込み）
  - カ 代表者印を押印しない場合は、事務担当者の所属、氏名及び連絡先
- (3) 契約案件に係る仕様等を示した書類（以下「見積依頼書」という。）に「相当品可」

等の表示がある場合で、相当品による見積参加を希望するときは、事前に承認を受ける必要となります。

なお、承認を受けるための申請の方法及び時期については、見積依頼書をご確認ください。

## 5 契約の相手方及び契約金額について

- (1) 提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格を提示された者を契約の相手方とします。
- (2) 見積額は、特段の指示がない場合、当該契約案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載してください。
- (3) 契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。
- (4) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した見積書がないときは、再度オープンカウンターを行うか、当局が別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行います。
- (5) 同価の見積りが2者以上あるときは、「くじ引き」を実施します。  
なお、当該参加者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、代わりに当局の契約事務に関係しない職員がくじを引き、契約の相手方を決定します。
- (6) 見積書の提出後、契約の相手方として通知を受けたときは、速やかに契約を締結し、その履行を開始しなければなりません。また、契約書等の取り交わしについては、通知の際に別途指示します。

## 6 見積りの無効

次のいずれかに該当する見積書は、これを無効とします。

- (1) 必要な資格を満たさない者が提出した見積書
- (2) 記載に不備があり意思表示が確認できない見積書
- (3) 同一の契約案件について、2通以上提出された見積書
- (4) 不当な価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及び疑いのある場合
- (5) 金額を訂正した見積書
- (6) 錯誤により提出されたと認められる見積書
- (7) 誤字及び脱字等により意思表示が明確でない見積書
- (8) 提出期限までに到達しなかった見積書
- (9) 見積書等作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの

## 7 その他

- (1) 契約案件の相手方を決定するために必要と認める場合は、見積参加者に対して追加資料の提出を求めることができます。
- (2) 契約案件に係る言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 当局の都合により、見積依頼の途中であっても、調達を中止する場合があります。